

クレーム規程

1.(クレーム申立期限)

クレーム申立期限は、落札日を含む5日後の午後5時までとします。但し、遠距離会員(中部・関東・関西地域を除く)については落札日を含む7日後(月曜日落札の場合は、6日後)の午後5時までとします。

尚、天災等によりクレーム申立期間内に落札店へ車輛が到着しない場合に限り事前申請(落札日を含む5日後の正午まで)によりクレーム申立期間の延長を認める場合がある。

2.(クレームの裁定)

クレーム処理については、いかなる場合においても流通委員会の裁定に従っていただきます。

3.(迷惑料・遺失損益)

クレームにより発生する迷惑料及び遺失損益は、一切認めません。

4.(制限)

本規約に定める適用範囲は、日本国内における売買に限り適用するものとし、国外への輸出をした場合には、一切の申立を受付ないものとします。

5.(クレーム対象外)

(1) 次の行為、及び項目に該当する場合は、クレーム対象外とし、クレームは受付けません。

修復歴車・商談落札車・評価1点車・事故現状車・輸入車。(但し、クレーム対象となるものは別に定める)

落札店が落札車両を転売(他オークションにてセリにかけた時を含む)したとき。

落札店が落札車両の不具合を出品店の確認をとることなく加修したとき。

標準装備品以外の不具合。(セールスポイント記入の場合はこの限りではない)

内・外装の傷、へこみ。

不具合箇所の主要部品代が、2万円以下のとき。

クレームの申立て日より7日間連絡が無いとき。

落札金額が20万円未満の車両。(但し、修復歴発覚、エンジン・ミッションの重大なる不具合、重大クレーム、誤記入はクレーム対象)

消耗部品。

(2) 上記の場合でも、JU愛知がクレーム対象と判断した場合はこの限りではない。

6 .(事実の確認)

- (1) J U 愛知が認めたものによる確認。
- (2) その他の方法による確認。

7 .(ワンオーナー定義)

ワンオーナーとは、新車登録名義（業者含む）のもの又は、新車登録名義から、商品車登録（複数登録可）されたもの。

8 .(細則)

J U 愛知オークションでの取引きにおいて生ずるクレームの詳細は、J U 愛知クレーム細則に定めます。